

## 雲仙天草国立公園内での行為には許可申請・届出が必要です

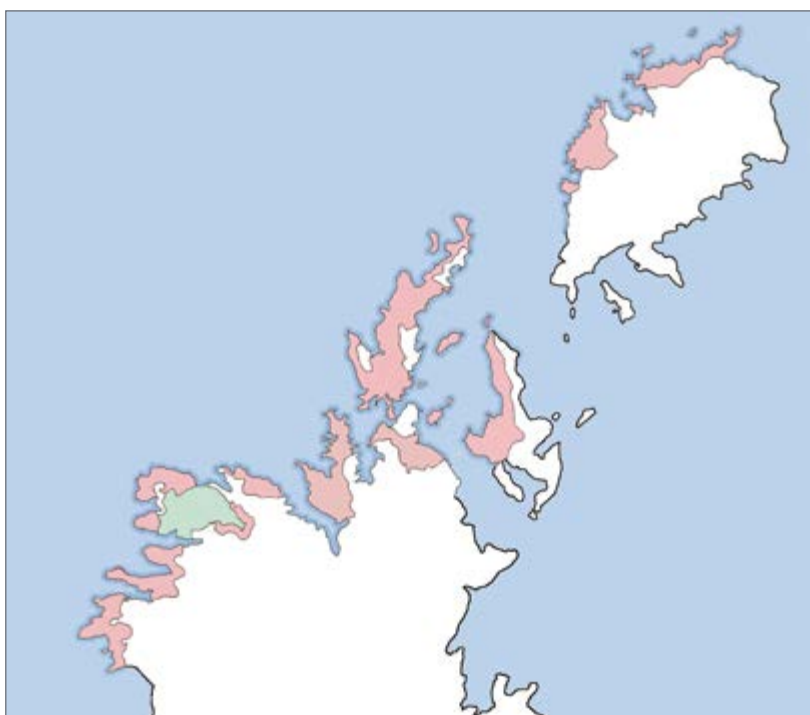
長島町の一部の区域は、多島海景観やリアス式海岸、海食崖、陸繁島など変化に富んだ特色ある海岸景観が見られることから、雲仙天草国立公園に指定されています。

優れた自然環境や美しい景観を守るため、国立公園内ではさまざまな行為に規制がかけられており、行為を行う場合には、自然公園法に基づく許可申請

や届け出が必要になることがあります。

該当する区域内で、必要な手続きを取らずに行為に着手すると、自然公園法違反となり、原状回復命令などを課される場合がありますので、事前に区域の確認および許可基準などについては確認をしてください。

長島町で特別地域として規制がかけられているエリア



第2種特別地域

第3種特別地域

○特別地域：許可が必要になる行為  
(自然公園法第13条)

- ・工作物の新築、改築、増築
- ・木竹の伐採
- ・鉱物の掘採、土石の採取
- ・広告物の設置等
- ・環境大臣が指定する物の集積
- ・土地の開墾・形状変更
- ・屋根、壁面、塀等の色彩変更
- ・その他(略)

◎問い合わせ先

役場水産商工課

☎ (86) 1137 [直通]

環境省九州地方環境事務所

天草自然保護官事務所

☎ 0969 (23) 8366

## 2台の物理療法機器を導入

— 鷹巣診療所 —

鷹巣診療所では、平成29年度のスマイルプラン事業で、新たな物理療法機器を2台導入しました。

機器の導入により、関節や筋肉をほぐし、腰痛などの症状を軽減することができます。ぜひ、ご利用ください。

今回導入した物理療法機器

○ウォーターベッド型マッサージ器

水圧の刺激により、肩から腰、下肢にかけての筋肉・腱・人体のコリをほぐし血行の改善を促進します。

○チェアタイプ牽引装置

腰椎や頸椎をけん引し、軽度の変形を矯正。神経の圧迫を軽減・血流を改善して痛みを和らげます。



◎問い合わせ先

長島町国民健康保険鷹巣診療所

☎ (86) 0054 [直通]